

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託仕様書

1. 事業概要

(1) 事業名

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで

(3) 委託費の上限額

1 0 7, 1 5 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）事務局である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和 5 年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な「紀伊半島」を目指している。

本業務は、紀伊半島への需要創出のために、マスタープランで定めた KPI 達成を目指し、ターゲット国（英・仏・米・豪国）における高付加価値旅行者を顧客とする旅行会社やメディア等へのセールス活動を効果的に実施し、紀伊半島の認知・販路拡大、誘客促進、およびその実態把握を目的としている。

なお本業務は、同モデル観光地に選定されている伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩エリア」という。）の実施主体である公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「同機構」という。）と連携し、紀伊半島一体で取組むものである。

2. 事業内容

上記の目的及び「(別添) 紀伊山地とその周辺エリアマスタープラン (2026 年 1 月更新)」で定めた方針、ターゲット、KPI を踏まえ、以下の業務を行うこと。

なお、業務推進にあたっては、紀伊山地及び周辺地域（以下、「紀伊山地エリア」という。）がコアゾーンと定める【1】高野山 【2】熊野／那智勝浦※東紀州含む 【3】明日香／橿原／桜井 【4】吉野／十津川／天川 【5】伊勢志摩（連携モデル地域）を中心とした認知・販路

拡大として取り組むこと。

(1) 旅行業界向けセールス活動

① コネクション構築のためのセールス活動

(ア) 英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者を顧客に持つツアーオペレーターや OTA 等に対し、以下の KPI を達成できるセールス活動を実施すること。

・営業セールス数：4 市場 計 88 者

上記に加え和歌山県単独で 4 市場への追加セールス 計 10 者

・旅行エージェントの FAM トリップ招請数：4 市場 計 24 社（者）

※併せて別途紀伊半島で開催する商談会へ招請すること

・商品造成数：合計 20 商品（新規商品）

(イ) FAM トリップの実施にかかる企画および調整を実施し、招請者へアンケートを実施すること。

(ウ) 4 市場の商品造成数状況を計測しレポートすること（年 1 回）。

(エ) セールス活動全般において、各市場のマーケティング状況に応じ実施内容の変更や、FAM トリップ招請者数の調整を適宜当財団に提案すること。提案内容に対し、当財団が活動内容の変更等の必要があると判断した場合、双方協議の上、実施すること。

② 旅行商品造成および販売促進に向けた施策の実施

(ア) 「①コネクション構築のためのセールス活動」を通して表出したニーズを汲み取ったうえで、それらのニーズに対応しうる海外旅行会社等を選定し、紀伊半島への宿泊・周遊を含んだ旅行商品造成・販売を促すプロモーションを企画、実施すること。（各市場 1 本以上）

(イ) 海外旅行会社のセールス担当者を対象に、紀伊半島の観光資源やコンテンツ等に関する知見を効率よく習得させ、紀伊半島の旅行商品の販売を促進するオンライン上の施策を企画、実施すること（e ラーニングシステム等）。また、4 市場共通で活用できるものとする。

(ウ) 実施にあたり適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、進捗や課題等を共有すること。なお、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

③ 活動状況報告、及び実績レポートの提出

(ア) ①、②の業務過程において、適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、市場の動向やトレンド等を共有すること。尚、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

(イ) 四半期毎に活動実績レポートを提出すること。（様式任意）

レポートには、①の業務における各活動 KPI の達成状況及び各旅行会社と営業内容の詳細、②の業務の活動状況を記載すること。

(1) にかかる事業費は55,000千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とすること
事業費内訳 ①39,000千円 ②16,000千円を想定。

(2) メディア向けセールス活動

① コネクション構築のためのセールス活動

(ア) 英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者を読者に持つメディア等に対し、以下のKPIを達成できるセールス活動を実施すること。

・営業セールス数：紀伊山地エリア 4市場 計88者

上記に加え和歌山県単独で4市場への追加セールス 計7者
伊勢志摩エリア 4市場 計40者

・メディアのFAMトリップ招請数：紀伊山地エリア 4市場 計22社(者)

伊勢志摩エリア 計5社(者)

(紀伊山地エリアの内数とする)

・メディア露出数：紀伊山地エリア 4市場 計59記事

伊勢志摩エリア 4市場 計23記事

(イ) FAMトリップの実施にかかる企画および調整を実施し、招請者へアンケートを実施すること。

(ウ) メディアの露出状況について調査を実施し報告書として提出すること。

(エ) セールス活動全般において、各市場のマーケティング状況に応じ実施内容の変更や、FAMトリップ招請者数の調整を適宜当財団に提案すること。提案内容に対し、当財団が活動内容の変更等の必要があると判断した場合、双方協議の上、実施すること。

② 記事広告(メディアタイアップ)

ターゲット層(英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者層)と事業目的である「観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な紀伊半島を目指す」ことに親和性の高いメディアを選定し、記事広告の企画提案と実施をすること。

③ 活動状況報告、及び実績レポートの提出

(ア) ①の業務過程において、適宜当財団及び同機構と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、市場の動向やトレンド等を共有すること。尚、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

(イ) 四半期毎に活動実績レポートを提出すること。(様式任意)

レポートには、①の業務における各活動KPIの達成状況、各メディア等と営業内容の詳細及び掲載記事を記載すること。

なお、実績レポートは、紀伊山地エリア、伊勢志摩エリアについて、それぞれ作成すること。

(3) 認知度調査の実施

(ア) 英・仏・米・豪国における紀伊半島の認知度を継続的に観測することを目的とした認知度調査を実施し、その分析を行うこと(1回)。なお、サンプル数は各国200以上とする。

(2) (3)にかかかる事業費は52,150千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とすること
事業費内訳 (2)49,350千円 (3)2,800千円を想定。

※ただし、(2)のうち15,000千円(消費税及び地方消費税を含む)は、「(2)①コネクション構築のためのセールス活動」の伊勢志摩エリアを対象とする事業費として想定すること。

3. 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議のうえ進めること。

4. 財産・著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は当財団及び連絡会議(メディア向けセールス活動の伊勢志摩エリアに関するものは、同機構)に属するものとする。成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、当財団及び連絡会議(メディア向けセールス活動の伊勢志摩エリアに関するものは、同機構)は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

また、原則、本業務によって取得した情報資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を一部財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

5. 報告書

本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体(PDF等)で、1部提出すること。

(ア)「2.(1)(2)(3)」の全業務に関する報告書(コネクション構築を図った旅行会社やメディア等のリストを含む。)

※報告書は、紀伊山地エリア、伊勢志摩エリアについてそれぞれ作成すること。

(イ) その他当財団及び同機構が必要としたデータ、書類

6. 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。当財団及び同機構は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

7. 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事

項」(別記)を守らなければならない。

8. 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には協議の上決定することとする。